

件名：FAQ（よくある質問）：フライト，空港乗り継ぎ，豪州ビザ延長，日本政府援助，外国人入国制限（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

●新型コロナウイルス関連で皆様からご連絡いただいた質問につき「FAQ（よくある質問）」をとりまとめました。

【本文】

1. フライト

Q 1. 4月に予約していた帰国便がキャンセルになりました。一刻も早く日本に帰るためにはどうしたらいいですか。

A 1. 国際線のみならず国内線についても減便や運休の状況は日々変わります。第三国経由で帰国する方法もあるかも知れませんが，国によっては乗り継ぎを認めないこともあります。航空会社の運航情報や第三国の乗り継ぎの制限情報をご自身でこまめに調べることが大切です。旅行代理店に相談されるのも良いでしょう。各国の制限情報の確認については外務省の海外安全ホームページが参考になります。

外務省海外安全ホームページ（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

Q 2. どの航空会社を使えば日本に帰国できますか。

A 2. 通常日本に直行便を有している各航空会社の運航状況は以下のとおりです。なお，第三国経由で帰国する方法もあるかも知れませんが，国によっては乗り継ぎを認めないことがありますので注意が必要です。各国の制限情報の確認については外務省の海外安全ホームページが参考になります。

外務省海外安全ホームページ（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○全日本空輸（ANA）

頻繁に運休情報が発表されています。最新の情報は以下の同社のホームページをご確認ください。

<http://www.ana.co.jp/group/pr/>

○日本航空（JAL）

頻繁に運休情報が発表されています。最新の情報は以下の同社のホームページをご確認ください。

<http://press.jal.co.jp/ja>

○カンタス航空及びジェットスター航空

3月末から少なくとも5月末までの間、日本路線を含む全ての国際線を運休する旨発表されています。

○ヴァージン・オーストラリア航空

3月30日から6月14日まで間、日本路線を含む全ての国際線を運休する旨発表されています。

2. 空港の乗り継ぎ

Q1. 各州がそれぞれ入州規制をかけている中、例えばキャンベラからシドニー経由で日本に帰国することは可能ですか。

A1. 豪国内の空港から出発し、別の豪国内の空港で乗り継ぎを行い日本等の第三国へ向かう場合は乗り継ぎ可能です。

Q2. ニュージーランドから豪州経由で日本に帰国することは可能ですか。

A2. 第三国から出発し豪国内の空港で乗り継ぎを行い、日本等別の第三国へ向かう場合は原則として乗り継ぎが許可されません。なお、第三国からの乗り継ぎに際し特別の理由があれば、例外が認められる場合があります。下記のリンクをご参照の上、該当される方は手続きを行ってください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

3. 豪州のビザ延長

Q1. 日本への帰国が困難な中、もうすぐ豪州の学生ビザが切れてしまうのですが、どう対処すべきですか。

A1. ビザの有効期限が切れてしまうと不法滞在になりますので、帰国が困難な場合は、必ず新しいビザを申請してください。通常新しいビザが発給されるまではブリッジングビザAが付与され合法的に滞在できます。以下のリンクからご申請ください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/visa-about-to-expire/stay-longer>

豪州ビザについて質問がある場合は、豪州移民局（電話：131881）へ直接お問い合わせください。

Q2. 渡航直前にフライトがキャンセルされ、このままではビザが切れてしまいます。

A2. 早急に新しいビザを申請しブリッジングビザAを取得してください。ビザが切れてしまった場合には、合法的に滞在するためにブリッジングビザEを申請してください。詳しくは豪州移民局（電話：131881）へお問い合わせください。

4. 日本政府による援助

Q1. フライトがキャンセルされ帰れなくなった場合には、チャーター機を手配してくれますか。

A 1. 現時点でチャーター機を手配する予定はありません。従って通常のフライトが運航している間に早急に各自で手配されることをお勧めします。

Q 2. ワーキングホリデービザで滞在中ですが職を失いました。日本政府から金銭的な支援は得られますか。

A 2. 日本政府から経済的支援はできかねます。ご家族や親族の方からのサポートをご検討ください。日本での送金手続き後、すぐに現金を受け取ることができる海外送金サービスを提供している会社（Western Union 社等）もごございます。なお、豪州政府の経済支援は基本的に豪州国民や永住権を持つ方へのもとなっています。生活が困窮する虞がある場合、日本への帰国をご検討ください。

5. 外国人の入国制限

Q 1. 豪州の学生ビザを所持しています。これから豪州に入国できますか。

A 1. 現時点では学生ビザで豪州に入国することはできません。豪州国民、永住者、またその配偶者や子供以外は入国禁止となっております。

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

Q 2. 一時就労ビザで豪州に滞在中です。家族を日本から呼び寄せたいのですが、家族は入国できますか。

A 2. 一時就労ビザの方のご家族は現在とられている入国規制の対象になりますので、豪州に入国することはできません。就労ビザをお持ちでも、一度出国してしまうと現時点で再び入国することはできませんのでご注意ください。

参考：当館HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>